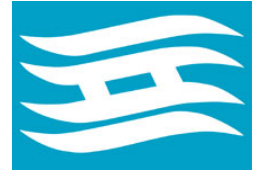


兵庫県公報

平成22年8月17日 火曜日 第2210号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|--|-----|
| ○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課） | 1 |
| ○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 4 |
| ○ 同上（同） | 4 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 5 |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課） | 5 |
| ○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課） | 5 |
| 公 告 | |
| ○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課） | 6 |
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同） | 9 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課） | 11 |
| ○ 落札者等の公示（管理課） | 11 |
| 病院局公告 | |
| ○ 入札公告 | 11 |
| 労働委員会公告 | |
| ○ 兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閥歴等 | 16 |
| 正 誤 | |
| ○ 平成12年3月8日付け兵庫県公報第2号外中 | 18 |

告 示

兵庫県告示第840号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成22年8月17日

兵庫県知事 井戸敏三

| 商号又は名称及び 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可番号 | 取り消した建設業 | | 処分の原因と なった事実 | 取消年月日 |
|----------------------------|---------------------------|------------------|----------|---|------------------|------------|
| | | | 区分 | 種 類 | | |
| (有)齊藤道路興業 代 齊藤 和江 | 神戸市東灘区深江南町 2-13-16-207 | 般-19 第110418号 | 一般 | ほ装工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年5月31日 |
| 酒井建設(株) 代 神澤 雄次郎 | 同 市同 区御影中町 8 JR高架下75 | 般-19 第101850号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 |
| 東英開発興業(株) 代 的崎 泰蔵 | 同 市中央区磯辺通4 -1-38 | 般-18 第110193号 | 一般 | 土木工事業、建築工事業、 とび・土工事業、 電気工事業、鋼構造物 工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成19年1月19日 |
| (有)ケイ・シー・エ ス 代 岸本 信久 | 同 市同 区磯上通4 -1-32 | 般-21 第115443号 | 一般 | 建築工事業、内装仕上 工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年2月17日 |
| (有)三雅工務店 代 中根 武志 | 同 市同 区若菜通6 -1-10 | 般-18 第114741号 | 一般 | 内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年5月20日 |

| | | | | | | |
|-------------------------|-------------------|---------------------|----------|--|------------------|-------------|
| ㈱カイト 代加塩 一幸 | 同 市同 区港島2-1 | 般・特-18 第114749号 | 一般 特定 | 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 月31日 |
| ㈱ディ・オー 代野瀬 一吉 | 同 市兵庫区中道通3-3-1 | 般-18 第112471号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年6月1日 |
| 上田建設工業㈱ 代上田 忠俊 | 同 市同 区今出在家町1-2-15 | 特-17 第103184号 | 特定 | 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、内装仕上工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月15日 |
| イケダ建設㈱ 代池田 晃一 | 同 市長田区寺池町3-3-16 | 般-18 第112304号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年3月3日 |
| 丸正ユニシン㈱ 代北浪 孝一 | 同 市同 区房王寺町7-2-7 | 般-18 第353268号 | 一般 | 土木工事業、造園工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年5月31日 |
| ㈱中島総合建設 代中島 智志 | 同 市須磨区稲葉町4-1-16 | 般-19・21 第112843号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年6月18日 |
| ㈱洋進土木 代川上 性徳 | 同 市同 区東町2-1-2 | 般-18 第112152号 | 一般 | 土木工事業、建築工事業、ほ装工事業、造園工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月21日 |
| ㈱タカ・フロント 代素川 柳太郎 | 同 市垂水区舞子坂2-10-2 | 般-17 第114554号 | 一般 | 建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成21年12月25日 |
| タテック 代菊田 建実 | 尼崎市南塚口町1-17-1 | 般-17 第217288号 | 一般 | 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成18年9月10日 |
| 双互建設 代嶋 幸男 | 同 市大西町2-2-10 | 般-18 第212402号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成21年7月8日 |
| ㈱エスペル 代大道 研二 | 同 市名神町3-15-11 | 般-19・20 第301810号 | 一般 | 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年6月9日 |
| ㈱尼宝水道工業所 代菊池 泰一 | 同 市南武庫之荘7-17-5 | 特-19 第204208号 | 特定 | 管工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月21日 |
| 上原工務店 代上原 廣文 | 同 市武庫之荘6-16-13 | 般-19 第202553号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月23日 |
| ダイサンエンジニアリング㈱ 代樋本 善一 | 同 市南塚口町4-3-23 | 般-18 第209082号 | 一般 | 管工事業、機械器具設置工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月24日 |
| ㈱住招 代岡野 信明 | 西宮市津田町2-9 | 般-17 第216212号 | 一般 | 鋼構造物工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成22年5月1日 |
| ㈱井本興業 代井本 徳雄 | 宝塚市川面字長尾山15-327 | 特-20 第206869号 | 特定 | 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年6月25日 |

| | | | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------------|----|------------------------------------|------------------|-------------|
| 清田水道工業(株) (代)清田 圭三 | 川西市久代2-8-12 | 般-19 第208742号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 3月29日 |
| (株)山本工業 (代)山本 雅治 | 同 市東畦野山手1-5-5 | 般-21 第302026号 | 一般 | 管工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 5月20日 |
| (有)大河内設備 (代)大河内 勝也 | 同 市錦松台3-33 | 般-20 第301337号 | 一般 | 土木工事業、管工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 6月23日 |
| (株)ミツワテック三田 (代)船岡 史朗 | 三田市三田町51-15 | 般-18 第300764号 | 一般 | 管工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月15日 |
| 第一不動産(株) (代)岸本 晃典 | 西脇市西脇907 | 般-17 第351043号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月25日 |
| 田尻設備 (代)田尻 昭 | 加東市牧野19 | 般-19 第353013号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成21年 6月30日 |
| (株)西部 (代)伊藤 誉洋 | 同 市吉井705-4 | 般-21 第352547号 | 一般 | 造園工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成22年 6月 8日 |
| 阿部工業 (代)阿部 雅夫 | 姫路市飯田3-99-3 | 般-21 第459930号 | 一般 | 管工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 5月25日 |
| 協永電業(株) (代)林 政志 | 同 市苫編南2-43 | 般-17 第455566号 | 一般 | 消防施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年 6月 4日 |
| (有)秋本組 (代)秋本 保彦 | 同 市上手野199-2 | 般-19・21 第456046号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 月23日 |
| (有)上尾鉄工 (代)上尾 命 | 神崎郡市川町上田中87-6 | 般-17 第456757号 | 一般 | 鋼構造物工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 月14日 |
| (有)清貴組 (代)元治 清美 | たつの市御津町釜屋168-8 | 般-17 第502966号 | 一般 | 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年 4月22日 |
| (株)神路工務店 (代)神路 隆 | 宍粟市波賀町上野195 | 般-18 第502167号 | 一般 | 土木工事業、建築工事業、鋼構造物工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 1月31日 |
| (株)畿西建設 (代)中村 静夫 | 揖保郡太子町佐用岡662-3 | 般-17 第502392号 | 一般 | 土木工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 年 6月14日 |
| (株)赤花工業 (代)赤花 利明 | 養父市八鹿町小山48-4 | 般-18 第600927号 | 一般 | 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成21年 8月10日 |
| 須田通信 (代)須田 浩壽 | 同 市大屋町大屋市場85-1 | 般-18 第601013号 | 一般 | 電気通信工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年 6月25日 |
| (有)萬 (代)河戸 克己 | 朝来市和田山町枚田岡720-2 | 般-17 第601093号 | 一般 | 土木工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成18年 4月25日 |
| 小倉工務店 (代)小倉 勲 | 篠山市後川上338 | 般-19 第751253号 | 一般 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年 6月25日 |
| (株)森口組 (代)中川 将人 | 同 市細工所字下カイチ19-3 | 特-20 第752116号 | 特定 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 |
| (株)木戸口組 (代)木戸口 喜代子 | 丹波市氷上町上成松98-1 | 般・特-19・22 第750213号 | 特定 | 石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 平成22年 4月30日 |
| (株)淡路空調 (代)廣岡 晴夫 | 洲本市納209-3 | 般-17 第801445号 | 一般 | 消防施設工事業 | 建設業の廃止 (一部廃業) | 同 年 6月11日 |

| | | | | | | |
|-----------------|----------------------|------------------|----|---|------------------|-------------|
| 新岡商店 代新岡 幸政 | 同 市下内膳857-1 | 般-21 第801972号 | 一般 | 土木工事業、とび・土 工工事業、電気工事 業、管工事業、ほ装工 事業、水道施設工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 同 |
| 入谷建設 代入谷 嘉三良 | 南あわじ市神代地頭方 1038-1 | 般-17 第801438号 | 一般 | 建築工事業、鋼構造物 工事業 | 建設業の廃止 (全部廃業) | 平成22年 6月 1日 |



兵庫県告示第841号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年 9月 6日から平成23年 2月28日まで
- 3 作業地域
美方郡新温泉町



兵庫県告示第842号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量 7点）
- 2 作業期間
平成22年 4月12日から同年 7月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫之荘東、尾浜町3丁目、金楽寺町、東七松町1丁目及び南武庫之荘



兵庫県告示第843号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（街区多角点、3級基準点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成22年 2月12日から同年 7月30日まで
- (3) 作業地域
西宮市甲子園七番町、鳴尾町2丁目、枝川町及び苦楽園一番町
- 2 (1) 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成22年 3月20日から同年 7月30日まで
- (3) 作業地域

西宮市甲子園三保町



兵庫県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年8月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年8月17日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類 路線名 | 道 路 の 区 域 | | | | |
|---------------|-----------------------------------|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 福良江井岩屋線 | 淡路市富島字岡畑158番1から 同 市富島字岡畑193番まで | 旧 | 7.0から 24.0まで | 133.0 | |
| | | 新 | 11.0から 24.0まで | 133.0 | |



兵庫県告示第845号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨北播磨県民局長から報告があった。

平成22年8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成22年8月27日（金）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎 本館3階301会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 有限会社アーサー
代表者氏名 鹿 嶋 貞 美
事務所所在地 小野市黒川町58-2
免 許 番 号 兵庫県知事(1)第10942号
免 許 年 月 日 平成17年1月4日



兵庫県告示第846号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成22年9月11日から適用する。

平成22年8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表株式会社但馬銀行の項中

| | | | |
|---|---------|-------------|---|
| 「 | 同 香住支店 | 美方郡香美町香住区香住 | 」 |
| | 同 香住港支店 | 美方郡香美町香住区若松 | |

を

| | | | |
|---|--------|-------------|---|
| 「 | 同 香住支店 | 美方郡香美町香住区香住 | 」 |
|---|--------|-------------|---|

に
「

| | |
|--------|-------------|
| 同 村岡支店 | 美方郡香美町村岡区村岡 |
| 同 柴山支店 | 美方郡香美町香住区上計 |

を
「

| | |
|--------|-------------|
| 同 村岡支店 | 美方郡香美町村岡区村岡 |
|--------|-------------|

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西播磨元気会

イ 代表者の氏名 高 嶋 優 樹

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市龍野町日山68番地 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民や農業に興味を持つ人々に対して、地元農産物の普及事業、農業体験に関する企画の運営・実施、遊休農地の再生・保全・管理などに関する事業を行い、農村と都市の人的・文化的な交流を通じて、地域の振興と活性化に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人人と人および人と自然をつなぐ企画

イ 代表者の氏名 小 林 登

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市南昭和町10番19号

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもや地域住民に対し、自然環境保全や人材育成支援を通して都市部と農村地域が交流する事業を行い、自然の中でキャンプをし農作物を作り、自然に対して関心を持ち普通の生活を通して人を育てることで、まちづくりや里づくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たいようの花

イ 代表者の氏名 三 宅 徳 秀

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区上高丸3丁目13番2-201号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び高齢者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障がい者の保健福祉に関する啓発・交流事業、障がい者とその家族の相談援助事業、及び介護保険法に基づく居宅サービス事業を行い、その中で障がい者が協調性を養いさまざまな経験を通じ社会のルール確立と自立を図ると共に、居宅高齢者が生きがいのある生活を送れるよう支援することで、周辺の人々と

の交流を通じ、誰もが住みやすいユニバーサル社会の構築と社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸みのり会

イ 代表者の氏名 芦谷 真 隆

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市兵庫区切戸町 8 番10-901号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県民に対して、酒害に関する啓発活動を行い、個人及び社会に対する酒害の悪影響防止に努め、広く精神保健衛生の向上と、アルコール障害のリハビリテーション等を行い、もって労働意欲の増加を図るとともに、ノーマライゼーションの理念を基にし、高齢者・障害者に対する生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、高齢者・障害者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らしていけるよう、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人ワンズサポート

イ 代表者の氏名 木原 真理子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区向洋町中 3 丁目 1 番地の 5 イーストコート 8 番街 1-2605号

エ 定款に記載された目的

この法人は、犬を飼う地域住民並びに地域の学校、施設及び企業に対して、犬の飼育支援並びにヒーリングドッグの活用に関する事業を行い、犬と人とがよりよく共存できる、快適かつ精神的に豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エコネット

イ 代表者の氏名 小西 正 剛

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区妙法寺字ぬめり石 6 番地の 4 サンヴェール須磨妙法寺318号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域の一般市民に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業やリサイクルを通じた障害者の社会参画に関する事業等を行い、地球に優しい循環型社会の創出と地域の障害者が社会参画できる助け合いあふれる社会の創出に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人但馬自然環境研究会

イ 代表者の氏名 須田 節 子

ウ 主たる事務所の所在地 養父市大屋町中宇川尻1115番地 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、国の二酸化炭素25%削減と地球温暖化対策に基づく地域での温室効果ガス削減の取り組みを支援する事業等を行い、地域住民に環境への関心を深めてもらい、これらを日々の生活に活かして低炭素型社会の実現並びに地域における産業と雇用の創出に寄与することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人トレッペン

イ 代表者の氏名 横山 由 紀

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区山下町 2 丁目 1 番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、音楽を通じて障害児とその家族、妊婦、産後の親子、高齢者等の様々な人々の様々なニーズに合わせた支援事業等を行い、生活の活性化・生活の質の向上を図り、保健、医療又は福祉の増進と、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アクティブリー

イ 代表者の氏名 吉 本 明 玄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区向洋町中7丁目2番地の2 608号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者に対して、生活を便利かつ豊かにするモノづくりならびに交流の場づくりに関する事業を行い、障がい者や高齢者が自立し生きがいを持って暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人F・Nネットワーク保育ふたば

イ 代表者の氏名 中 村 幾 代

ウ 主たる事務所の所在地 川西市新田3丁目2番6号 206

エ 定款に記載された目的

この法人は、保育を必要とする幼児、放課後の保育に欠ける児童、子ども達に関わる人々及び地域住民に対して、異年齢と多世代の人達が豊かな繋がりを持ち、生きいきと生活ができるよう、地域に開かれた子育てに関わる事業を行い、子ども達にとっての安心で安全な居場所づくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人りんず

イ 代表者の氏名 西 村 綾 子

ウ 主たる事務所の所在地 加西市別府町甲2353番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で暮らす高齢者を対象として、訪問介護・家事援助等の介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業などを行うことにより、高齢者が自立して豊かで健康な生活を送ることをサポートし、高齢者のみでなく、住民全体が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

12(1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ルイース

イ 代表者の氏名 八 木 宏 嗣

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区田中町3丁目10番25号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の子どもたちやその家族に対して、子どもの社会性や感受性育成を目的にした各種教室の運営、子どもの健全育成や子育て支援に関わるイベントの開催、またIT(WE B)・DTP(グラフィックデザイン)のスキルを活かした他団体の広報の支援などを行い、子どもの社会とのコミュニケーション能力育成を通じた心温まるコミュニケーション社会の構築に寄与することを目的とする。

13(1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚総合福祉研究所

イ 代表者の氏名 足 利 学

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市安堂寺町1丁目64番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者(児)・身体障害者(児)・知的障害者(児)及びその家族に対して福祉的分野・教育的分野・保健的分野・地域医療的分野での障害当事者への生活支援に関する事業と支援者に対する支援事業、社会資源の拡充・整備等、又はこれらに関する研究事業等を行うことで、真のノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

14(1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人環境を考える会

イ 代表者の氏名 田 中 篤

ウ 主たる事務所の所在地 明石市中崎2丁目4番1-1014号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県在住者に対して、建物の改修事業等を行い、人や環境に優しいまちづくりを推進することで、雇用機会の拡充及び良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

15(1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人グラウンドワーク阪神

イ 代表者の氏名 森 川 乃梨子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市朝霧台3776番地の115

エ 定款に記載された目的

この法人は、環境の再生・創造に向け、市民・行政・企業がパートナーシップにより連携し協働しながら、地域の環境改善活動、環境教育に取り組むための体制づくりに対して助言・援助・実践事業を行い、もって地域総参加型の自立した地域システムの構築に寄与することを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人食と農の研究所

イ 代表者の氏名 丹 羽 英 之

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区水道筋二丁目2番

エ 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の個人・団体に対して、都市と農村のネットワークづくり、食・農・環境に関する学習、情報提供、調査研究、相談・助言等の事業を行い、食について考え、農を身近に感じる市民生活、都市と農村の共生の推進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月27日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人デイホーム故郷

イ 代表者の氏名 堀 田 ゆみ子

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市西神吉町大国449番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす高齢者、障がい者とその家族の方たちに対して、心身ともに健康で安心して生活して頂けるように願い、介護保険法にもとづく事業や各福祉法にもとづく居宅介護等事業、通所介護の利用者に対する宿泊場等の運営管理に関する事業を行い、地域福祉の向上に努め、生きがいを持って安心して暮らせる「ふるさと」づくりの推進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成22年 7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人とんぼの家

イ 代表者の氏名 柳 本 末 廣

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区桃山台4丁目3-13

## エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者及び障害者（児）の自立を支援する活動並びに地域の安全巡回活動等の事業を通じて、地域福祉の増進を図るとともに、安心・安全な地域社会の創造に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人ライフこども囲碁クラブ

イ 代表者の氏名 正 岡 徹

ウ 主たる事務所の所在地 大阪市北区西天満一丁目11番20号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、囲碁に関する事業を行うことにより、基本的な礼儀作法や美しい日本文化を身につける等の子どもの健全育成を図るとともに、日本における囲碁文化の振興に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人新しい明日

イ 代表者の氏名 尾 崎 勝彦

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町安田769番地の1 B B k a k o g a w a 302号

## エ 定款に記載された目的

この法人は要介護高齢者が安心して安らかに生活できるよう、対象者はもとよりその家族を含む関係者が協働し、より良い自立生活を営むことが出来るよう介護保険法に基づく事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人遺言・相続支援センター

イ 代表者の氏名 暮 松 春夫

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津真砂町1番13-218号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢化社会に鑑み、広く一般市民を対象として、遺言、相続手続、成年後見、介護、葬儀、高齢者のマネープラン等に関する相談、教育及び啓発事業を行い、地域住民とのより良い人間関係の構築を図るとともに、広く社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人加古川緑花クラブ

イ 代表者の氏名 目 崎 幸治

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町木村186番地の3

## エ 定款に記載された目的

この法人は、住民主体の「花と緑のまちづくり」を通じて、潤いと安らぎのあるまちづくりに貢献することを目的とする。

8 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あさざり

イ 代表者の氏名 井 口 春美

ウ 主たる事務所の所在地 佐用郡佐用町佐用2892番地8

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

9 (1) 申請のあった年月日 平成22年7月30日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人神戸アスリートタウンクラブ

イ 代表者の氏名 野 澤 太一郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区吾妻通4丁目1-6 生涯学習支援センター内4階

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民一人一人が、自らの健康に関心を持ち、身体のことを知り、自分の健康を自分でつくること出来るようなまちづくりをすすめていく「神戸アスリートタウン構想」のもと、各種スポーツ関連セミナー、スポーツクラブの運営及びスポーツボランティアの育成事業などを通じ、官民一体となって、この構想を実現し、年齢・性別を問わず、すべての市民が明るく、健康で暮らすことが出来るまちづくりの構築に寄与することを目的とする。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町鶴字稗田筋920番1、920番2  
同 郡同 町鶴字八幡分923番1の一部、932番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市網干区垣内東町188番  
株式会社エトウ 代表取締役 榮 藤 猛
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成22年 2月24日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-15号（21太子）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成22年 8月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
胃がん集団検診車 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年 7月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
コニカミノルタヘルスケア株式会社神戸営業所 神戸市東灘区北青木2丁目1番2号
- 5 落札金額  
98,385,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成22年 6月15日

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年 8月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

病院事業管理者 前 田 盛

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

県立淡路病院建築工事

## (2) 工事場所

洲本市塩屋1丁目

## (3) 工事概要

|         |                  |       |      |            |
|---------|------------------|-------|------|------------|
| 病院棟     | 鉄筋コンクリート造        | 地上8階建 | 延床面積 | 33,630.83㎡ |
| マニホール棟  | 鉄筋コンクリート造        | 平屋建   | 延床面積 | 38.02㎡     |
| 車椅子駐車場棟 | 鉄筋コンクリート造        | 平屋建   | 延床面積 | 178.88㎡    |
| 歩廊棟     | 鉄骨造              | 平屋建   | 延床面積 | 28.12㎡     |
| 駐輪場棟    | 鉄筋コンクリート造        | 平屋建   | 延床面積 | 90.00㎡     |
| 外構工事    | 一式（舗装、排水、囲障、植栽他） |       |      |            |
| 解体工事    | 一式（樹木伐採他）        |       |      |            |

## (4) 工期

平成24年12月21日（金）限り

## (5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

## (6) 技術提案の受付

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

## 2 応募方法

特別共同企業体による。

## 3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得（登録）した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

## (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成22年10月下旬予定）まであること。また、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

なお、総合評定値通知に係る請求手続中等である場合は、許可担当部局の受付印のある請求書等の写しを添付すること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあっては1,200点以上、その他の構成員にあっては1,030点以上であること。

カ 平成7年度以降に、代表構成員にあっては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が、26,900平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上7階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあっては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延床面積が6,700平方メートル以上の、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上4階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事をそれぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、そ

の引渡しが完了したもの)を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる)。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと(以下「倒産等」という。)により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成22年9月21日(火)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体のすべての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

(4) 平成7年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することを認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成22年8月17日(火)から同年9月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話 (078) 341-7711 内線 4365、4340

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに仕様書、設計書及び図面の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

平成22年 8月17日 (火) から同月27日 (金) まで

イ 仕様書、設計書及び図面

平成22年 8月17日 (火) から同年 9月27日 (月) まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「電子県庁」→「電子県庁」の中の「電子入札」→「電子入札」の中の「電子入札システム (公共工事)」→「兵庫県電子入札サイト」の中の「入札情報サービス」 (<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。) →「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにより保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料 (以下「申込書等」という。) を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成22年 8月18日 (水) から同月27日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで (入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用する ICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成12年法律第102号) に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、その ICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記 4 (2) の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成22年 9月28日 (火) から同月29日 (水) まで

午前9時から午後5時まで (9月29日 (水) は午後4時まで)

(2) 開札日時

平成22年 9月30日 (木) 午前10時から

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 所定の場所に所定の日時までに第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書 (金抜設計書のすべての項目について確認できるもの) を持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付 (入札保証金に代わる担保の提供を含む。) されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の場所に所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書のすべての項目について確認できるもの)を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記8(2)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

(8) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

ア 年割支払 有

イ 前金払 有

ウ 中間前金払 有

エ 部分払 有

オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格(直接工事費の90%に90%、直接工事費の10%に70%、共通仮設費に70%、現場管理費に70%、一般管理費に30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの)を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成22年9月30日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成22年10月7日（木）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は代表構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問い合わせ先

上記4(2)に同じ。

9 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction of the Hyogo Prefectural Awaji Hospital

Hospital Ward Reinforced Concrete (RC)

8 floors above the ground Total floor area : 33,630.83m<sup>2</sup>

Manifold Building RC One-story building Total floor area : 38.02m<sup>2</sup>

Parking Building for wheelchair users

RC One-story building Total floor area : 178.88m<sup>2</sup>

Corridor Building Steel structure One-story building Total floor area : 28.12m<sup>2</sup>

Bicycle Parking Building

RC One-story building Total floor area : 90.00m<sup>2</sup>

Outdoor facilities (Pavement, drainage, fences, planting, etc.)

Demolition work (Cutting down the trees, etc.)

(2) Deadline for the submission of application forms:

16:00 August 27, 2010

(3) Deadline for tender:

16:00 September 29, 2010

(4) Contact:

Contract Management Division, Policy Planning & Coordination Bureau,

Public Works & Development Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 4365 or 4340

労 働 委 員 会 公 告

兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、平成22年8月3日現在における兵庫県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公告する。

平成22年8月17日

兵庫県労働委員会

会 長 滝 澤 功 治

| 氏 名 | 閲 歴 | 委嘱年月日 |
|-----|-----|-------|
|     |     |       |



|         |                                        |            |
|---------|----------------------------------------|------------|
| 大 内 伸 哉 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>神戸大学大学院法学研究科教授         | 平成19年8月2日  |
| 小 原 健 男 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>前社団法人兵庫県シルバー人材センター協会参与 | 平成21年8月3日  |
| 川久保 美智子 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>関西学院大学社会学部教授           | 平成20年5月8日  |
| 滝 澤 功 治 | 兵庫県労働委員会公益委員（会長）<br>弁護士                | 平成9年7月2日   |
| 畑 喜 春   | 兵庫県労働委員会公益委員<br>日本赤十字社兵庫県支部参与          | 平成19年8月2日  |
| 正 木 靖 子 | 兵庫県労働委員会公益委員（会長代理）<br>弁護士              | 平成13年7月9日  |
| 米 田 耕 士 | 兵庫県労働委員会公益委員<br>弁護士                    | 平成19年8月2日  |
| 大 森 唯 行 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>新日本製鉄広畑労働組合組合長        | 平成15年7月22日 |
| 栗 山 重 治 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>神姫バス労働組合執行委員長         | 平成21年8月3日  |
| 白 田 春 雄 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>三菱重工労働組合高砂製作所支部執行委員長  | 平成18年3月16日 |
| 高 西 太 郎 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>関西電力労働組合兵庫地区本部執行委員長   | 平成17年7月28日 |
| 辻 芳 治   | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長  | 平成19年8月2日  |
| 宮 内 博 文 | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>オークラ輸送機労働組合顧問         | 平成21年8月3日  |
| 村 上 昇   | 兵庫県労働委員会労働者委員<br>UIゼンセン同盟兵庫県支部支部長      | 平成15年7月22日 |
| 熊 谷 昌 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>兵庫県経営者協会専務理事          | 平成19年8月2日  |
| 佐 野 喜 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>セイコー化工機株式会社代表取締役社長    | 同 上        |
| 塚 本 晴 之 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>六甲フーズ株式会社代表取締役社長      | 平成13年7月9日  |
| 藤 川 泰 延 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社神戸製鋼所顧問           | 平成21年8月3日  |
| 前 田 正 則 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>西芝電機株式会社特別顧問          | 平成19年8月2日  |
| 村 元 四 郎 | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社村元工作所取締役          | 平成21年8月3日  |
| 和 田 要   | 兵庫県労働委員会使用者委員<br>株式会社六甲商会代表取締役社長       | 平成15年7月22日 |
| 島 本 健 二 | 前兵庫県労働委員会公益委員                          | 同 上        |
|         |                                        |            |

|         |                   |           |
|---------|-------------------|-----------|
| 柳 田 忠   | 前兵庫県労働委員会労働者委員    | 平成13年7月9日 |
| 和 田 利 重 | 同 上               | 平成19年8月2日 |
| 高 田 裕 士 | 前兵庫県労働委員会使用者委員    | 平成7年6月23日 |
| 南 光 正 敬 | 同 上               | 平成9年7月2日  |
| 羽古井 良 紀 | 兵庫県労働委員会事務局長      | 平成22年4月8日 |
| 野 田 哲 也 | 兵庫県労働委員会事務局総務調整課長 | 平成21年4月2日 |
| 本 山 秀 治 | 兵庫県労働委員会事務局審査課長   | 平成22年4月8日 |

正 誤

○平成12年3月8日付け（兵庫県公報第2号外）

青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則（平成12年兵庫県規則第9号）中

| (ページ) | (行)  | (誤)    | (正)    |
|-------|------|--------|--------|
| 1     | 下から9 | りよう辱行為 | りよう辱行為 |